

建設工事完成検査結果通知要領

1 目的

この要領は、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）の発注する建設工事（以下「工事」という。）の工事完成検査について、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第52条第5項の規定により、完成検査結果を請負者に通知するに際して、事務手続の詳細事項を定めるものであり、このことにより、検査の透明性を確保するとともに、請負者の技術力の向上を図るものである。

2 対象工事

鳥取県建設工事執行規則第1条の「県が行う建設工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの」で、完成検査が完了したもの。ただし、鳥取県建設工事執行規則第6条の規定により請負契約書の作成が省略された工事を除く。

3 完成検査結果の通知

（1）通知

関係機関の長は、鳥取県建設工事検査規程（昭和46年内訓第2号）第15条の規定に基づき、建設事業評価室長（米子工事検査事務所において工事完成検査を行った工事については米子工事検査事務所長。以下同じ。）から建設工事検査調書等の送付を受けた後は、当該工事の請負者に完成検査の結果を速やかに通知するものとする。

（関係機関の長：知事契約に係るものは知事、地方機関の長契約に係るものは当該地方機関の長）

（2）通知内容

ア 工事成績評定要領（平成19年3月30日第200600199714号鳥取県行政監察監通知）第2に該当する工事

結果通知文（様式 - 1 - 1） 建設工事完成検査調書及び項目別評定点の写し

イ 工事成績評定要領第2以外の工事

結果通知文（様式 - 1 - 2） 建設工事完成検査調書の写し

4 工事成績修正の場合への準用

鳥取県建設工事検査規程（昭和46年内訓第2号）第14条第3項により工事成績を修正した場合は3項の規定を準用する。

この場合において、3(1)中、「建設工事検査調書等」とあるのは、「工事成績の修正通知」と、「完成検査の結果」とあるのは「工事成績の修正内容」と、(2)の「結果通知文(様式 - 1 - 1) 建設工事完成検査調書及び項目別評定点の写し」とあるのは「修正結果通知文(様式5)」と読み替えるものとする。

会社名
代表者 氏名 様

関係機関の長



完成検査の結果について (通知)

このことについて、鳥取県建設工事執行規則 (昭和 4 8 年鳥取県規則第 6 6 号) 第 5 2 条第 5 項に基づき別紙のとおり通知します。

なお、工事成績について疑問があるときは、完成検査の結果の通知を受け取った日の翌日から起算して 1 4 日 (休日を含む。) 以内に当職あてに書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、建設事業評価室長が行います。

また、疑問に対する回答を受けてもなお工事成績に不服がある場合は、建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱 (平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日行第 5 7 5 号) 第 3 条第 1 項の規定により、知事に対して不服申立てをすることができます。

注) 別紙には、建設工事検査調書、項目別評定点の写しを添付。

問合せ先

総合事務所県土整備局 課 班
住所 (電話番号)

会社名
代表者 氏名 様

関係機関の長



完成検査の結果について (通知)

このことについて、鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第52条第5項に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 工 期 年 月 日から 年 月 日
- 4 請 負 代 金 額
- 5 実 施 完 成 年 月 日 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 検 査 結 果 合格 ・ 不合格 (いずれかに)
- 8 問 合 せ 先 総合事務所県土整備局 課 班
住所 (電話番号)

会社名

代表者 氏名 様

関係機関の長



工事成績の修正について（通知）

平成 年 月 日付（番号）で通知した工事成績について、鳥取県建設工事検査規程第14条第3項の規定に基づき、建設事業評価室(米子工事検査事務所)において、下記のとおり工事成績を修正されましたので通知します。

なお、この修正について疑問があるときには、本通知を受け取った日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に当職あてに書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、建設事業評価室長(米子工事検査事務所長)が行います。

また、疑問に対する回答を受けてもなお不服がある場合は、建設工事に係る工事成績に対する不服申立要綱（平成16年12月16日行第575号）による不服申立てをすることができます。

記

- 1 施行年度(工事番号) 平成 年度()
- 2 工 事 名 _____ 工事
- 3 工 事 場 所 _____ 市 町
- 4 工 期 _____ 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 5 請 負 金 額 _____ 円
- 6 請 負 業 者 _____ 株式会社
- 7 住 所 _____ 市 町
- 8 完成検査年月日 _____ 平成 年 月 日
- 9 評 定 点 _____ 点
- 10 修 正 評 定 点 _____ 点 (減点 点)
- 11 修 正 理 由 _____ 資格(指名)停止による場合 (注)
当該工事についての瑕疵(法令違反)により資格(指名)停止処分を受けた
(指名停止期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日)

注 資格(指名)停止による場合以外の場合には具体的に規定